

検討事項案その20 (仲裁法制に関するとりまとめについて〔その3〕)

【目次】

準拠法関係

- 1 仲裁契約の成立及び効力の準拠法について
- 2 仲裁契約の方式の準拠法について
- 3 仲裁可能性の準拠法について
- 4 仲裁手続の準拠法について

裁判所の管轄について

- 1 裁判所の管轄について
- XI 多数当事者仲裁について
- 1 多数当事者仲裁について
- XII 仲裁費用及び仲裁人の報酬について
- 1 仲裁費用及び仲裁人の報酬について

準拠法関係

- 1 仲裁契約の成立及び効力の準拠法について

【参照】中間とりまとめ第2編第3

モデル法第34条第2項(a)(i), 第36条第1項(a)(i), ニューヨーク
条約第5条第1項(a)

仲裁契約の成立及び効力の準拠法については, 仲裁判断の取消し並びに承認及び執行の局面につき, 第1に当事者の指定する法律により, 第2に仲裁地法によるものとする。

【説明】

- 1 枠内は、仲裁契約の成立及び効力の準拠法について、仲裁判断の取消し並びに承認及び執行の局面について第1に当事者の指定する法律により、第2に仲裁地法によるものとするものである。
- 2 中間とりまとめにおいては、まず、局面を限定せずに、上記と同様の抵触規則を定めることについて意見を求めたところ、多数の賛成が得られた。しかし、その理由とするとところを見ると、ニューヨーク条約やモデル法の規律に沿っていることを挙げるものがほとんどであり、仲裁判断の取消し並びに承認及び執行以外の局面について適用することを積極的に求めるものは多くなかった。かえって、中間とりまとめの意見に賛成としつつも、仲裁判断の取消し並びに承認及び執行の局面を想定していると見られるものが多数あり、また、明文の規定を設けるべきではないとか、準拠法一般の問題として規定することに慎重な意見も見られた。
- 3 中間とりまとめについては、次に、当事者の指定がなく仲裁地が未定の場合には、仲裁の目的である権利又は義務の準拠法によることにつき意見を求めたところ、賛成するものが多かった。しかし、この点の必要性を強調するものは余り多くなく、むしろ、明文の規定を置くことにつき慎重な意見も相当数に上った。
- 4 従前の検討会の議論においても、仲裁判断の取消し並びに承認及び執行以外の局面の準拠法につき明文の規定を置くことについては、慎重な意見が多く、また、実務上の要請も余り大きくないようであった。また、比較法的にみても、仲裁契約の成立及び効力の準拠法について一般的な規定を置いている国は少なく、多くの国では、仲裁判断の取消し並びに承認及び執行の局面についてのみ規定を置いている。
- 5 そこで、枠内では、モデル法やニューヨーク条約第5条第1項(a)にならい、さしあたり、仲裁判断の取消しと承認及び執行の局面についてのみ規定を置くこととした。

2 仲裁契約の方式の準拠法について

【参照】中間とりまとめ第2編第3

モデル法第7条，ニューヨーク条約第2条第1項，第2項

仲裁契約の方式につき，抵触法的処理をするか，抵触法的処理をせず，新仲裁法の定めによるものとするかについては，なお検討する。

【説明】

- 1 仲裁契約の方式の準拠法については，中間とりまとめにおいて，モデル法が仲裁契約の方式の準拠法につき，あらゆる国際的な仲裁契約を規律することを意図したものと考えられていることから，新仲裁法中の仲裁契約の方式に関する規定（書面主義）を涉外実質法とする立場を示したところであり，意見結果においても，これに賛成する意見が多数であった。
- 2 もっとも，現在，UNCITRALの仲裁作業部会において，モデル法の仲裁契約の書面要件の規定の改正が検討されており，電子的，光学的な方法等を用いて記録された仲裁契約や仲裁条項を記載した書面を口頭で引用する方式による仲裁契約等も書面性を満たすとする方向での議論がされているが，結論はまだ出ていない。モデル法の改正作業が終了すると，各国において，仲裁契約の書面性について検討されることが見込まれるが，現段階ではその内容や時期について予測することは困難である。
- 3 新仲裁法において，仮に口頭で引用する方式について採用しないこととし，数年の後に各国において新モデル法の規定が採用されることとなると，それらの国の法制との乖離が生じることになる。それを前提として，新仲裁法の規定を涉外実質法として規定することになれば，ニューヨーク条約の遵守との関係も懸念され，涉外実質法として規定することの是非についてはなお検討する必要があると考えられる。

3 仲裁可能性の準拠法について

【参照】中間とりまとめ第2編第3

モデル法第34条第2項(b)(i)，第36条第1項(b)(i)，ニューヨーク条約第5条第2項(a)

仲裁可能性の準拠法については、仲裁判断の取消し並びに承認及び執行の局面について、法廷地法たる日本法によるものとする。

【説明】

- 1 枠内は、ニューヨーク条約及びモデル法の規律にならい、仲裁可能性につき、仲裁判断の取消し並びに承認及び執行の局面につき規定を設けるというものであり、意見結果においてもこれを支持する意見が多数であった。
- 2 従前の検討会の議論においても、仲裁判断の取消し並びに承認及び執行以外の局面も含む一般的な形で規定を設けることについては慎重な意見が多数であったところである。

4 仲裁手続の準拠法について

【参照】中間とりまとめ第2編第3

モデル法第1条第2項、第19条、第34条第2項(a)(iv)、第36条第1項(a)(iv)

仲裁手続の準拠法について、仲裁地法によるものとする。

【説明】

- 1 枠内は、モデル法に沿う考え方であり、意見結果においても多数の賛同が得られた。
- 2 具体的には、この問題を新仲裁法の適用範囲に関する規定の一環として位置付け、その条文（モデル法第1条第2項に該当するもの）において、新仲裁法の規定は、原則として、仲裁地が日本国内にある仲裁にのみ適用する旨の規定を置くことになるものと考えられる。

裁判所の管轄について

- 1 裁判所の管轄について

【参照】中間とりまとめ第2編第4〔1〕

1（事物管轄について）

新仲裁法上裁判所の権限とされている事項については、地方裁判所に事物管轄があるものとする。

2（土地管轄について）

(1) 裁判所の援助関係その1（仲裁人の選定、仲裁人の忌避、仲裁人の解任決定、仲裁廷の仲裁権限の有無についての決定）

ア 仲裁地が日本にある場合には、上記各事項に係る申立ては、次に掲げるいずれかの裁判所にすることができるものとする。

- a 当事者が合意により定めた地方裁判所
- b 仲裁地を管轄する地方裁判所
- c 相手方当事者の住所又は居所（法人その他の社団又は財団にあっては、その主たる事務所又は営業所、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所）を管轄する地方裁判所

イ 仲裁地が未定である場合には、日本国内にない地を仲裁地として定める旨の合意があるときを除き、上記各事項に係る申立ては、次に掲げるいずれかの裁判所にすることができるものとする。

- a 相手方の住所又は居所（法人その他の社団又は財団にあっては、その主たる事務所若しくは営業所又は代表者その他の主たる業務担当者の住所）の所在地を管轄する地方裁判所
- b 申立人の住所又は居所（法人その他の社団又は財団にあっては、その主たる事務所又は営業所、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所）の所在地を管轄する地方裁判所

(2) 裁判所の援助関係その2（証拠調べの援助）

証拠調べの援助の申立ては、次に掲げるいずれかの裁判所にすることができるものとする。

- ア 仲裁地を管轄する地方裁判所
- イ 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又

は検証物の所在地を管轄する地方裁判所

(3) 仲裁判断取消しの裁判

(1) アに掲げる地方裁判所に申立てをすることができるものとする。

(4) 仲裁判断の承認及び執行の裁判

(1) アに掲げる地方裁判所又は請求の目的若しくは差し押さえることができる相手方の財産の所在地を管轄する地方裁判所に申立てをすることができるものとする。

3 (移送について)

(1) 裁判所は、2の各申立てに係る裁判の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。

(2) 裁判所は、2(3)又は(4)の各申立てに係る裁判がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、裁判の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。

(3) 2(3)又は(4)の各申立てに係る裁判についての移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【説明】

1 (事物管轄について)

枠内1は、裁判所の権限とされる事項の事物管轄を地方裁判所に認めるものである。意見結果においては、地方裁判所に事物管轄を認めることで差し支えないとする意見が多数であったが、簡易裁判所の競合管轄を認めてもよいとするものも若干みられた。

2 (土地管轄について)

(1) 枠内2の案は、基本的に、中間とりまとめにおいて示された案(中間とりまとめ第2編第4〔1〕参照)に準じたものであるが、(2)以下のとおり、変更等を加えている。

(2) 相手方の普通裁判籍を基準としていた部分については、これによると、例えば、最後の住所地(民事訴訟法第4条第2項)も管轄を定める基準となるが、他の基準による管轄が認められる場合にもなお最後の住所地を管轄する

裁判所に申立てをすることができることは、場合により相手方に不便・不利益を強いる可能性があることなどを考慮し、「相手方の住所又は居所」等とし、単純化を図っている。

- (3) 仲裁地が未定である場合に仲裁人の選定、忌避等に係る援助を行う裁判所の管轄について、中間とりまとめにおいては、相手方の住居所等を第一基準とし、それが日本にない場合には申立人の住居所等の所在地を管轄する地方裁判所に申立てをすることができるとしていたのを、相手方又は申立人の住居所等の所在地を管轄する地方裁判所のいずれかを選択して申立てをすることができるものとしている。
- (4) 証拠調べの援助を行う裁判所の管轄について、中間とりまとめにおいては、尋問を受けるべき者等の「居所」としていたが、特に居所に限定すべき事情もうかがわれないため、「住所又は居所」としている。
- (5) 移送について、中間とりまとめにおいては、管轄違いを理由とするもののほか、申立ての種類を問わず裁量移送を認め、かつ、移送の裁判に対する不服申立てを認めるとしていたのを、申立ての性質、内容等を勘案し、裁量移送及び移送の裁判に対する不服申立ては、仲裁判断取消しの裁判並びに承認及び執行の裁判について認めるものとし、合理化を図っている。

3（意見結果について）

意見結果においては、基本的方向性としては、中間とりまとめにおいて示された案に賛成する意見が多かったが、証拠調べの援助については、仲裁地が外国にある場合にも援助対象とすべきであるとする意見が若干あった。また、当事者の管轄合意は専属管轄を定めたものと解すべきであるとする意見もみられた。

XI 多数当事者仲裁について

1 多数当事者仲裁について

【参照】中間とりまとめ第2編第4〔2〕

多数当事者仲裁について、次のとおりとすることはどうか。

1（当初から3人以上の者を当事者として仲裁を行う場合について）

3人以上の者を当事者として仲裁手続を開始するについては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 仲裁契約の当事者は、3人以上の者を当事者として同一の仲裁手続によって紛争を解決する旨の合意があるときは、これらの者を当事者とする仲裁の申立てをすることができる。
- (2) 仲裁人の数及び選定手続は、当事者が合意により定めるところによる。この合意が成立せず、又は当事者が合意により定めた仲裁人選定手続によっては必要な数の仲裁人が選定されないときは、当事者の申立てに基づき、裁判所が仲裁人の数を定め、又は必要な数の仲裁人を選定する。
- (3) (2)の裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

2（第三者が既存の仲裁手続に参加する場合について）

第三者が仲裁手続に参加するについては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第三者は、仲裁手続の当事者〔全員〕の同意があるときは、仲裁廷の許可を得て、当事者（申立人）として当該仲裁手続に参加することができる。
- (2) 仲裁手続の当事者は、他の当事者及び第三者の同意があるときは、仲裁廷の許可を得て、第三者を当事者（相手方）として当該仲裁手続に参加させることができる。
- (3) 仲裁廷は、仲裁手続が遅延するおそれがあるときその他相当でないと認めるときは、(1)又は(2)の許可を与えないことができる。

3（仲裁手続の併合について）

複数の仲裁手続の併合については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 仲裁手続の当事者は、仲裁廷に対し、他の仲裁手続を自己の仲裁手続に併合することを求める申立てをすることができる。ただし、両手続の当事者〔全員〕の同意があるときに限る。
- (2) 仲裁廷は、仲裁手続が遅延するおそれがあるときその他相当でないと認めるときは、仲裁手続の併合をしないことができる。

(3) 仲裁手続が併合されたときは、他の仲裁手続を併合した仲裁手続の仲裁廷が審理及び仲裁判断を行う。

【説明】

1 枠内に示した案は、中間とりまとめにおいて示された案（中間とりまとめ第2編第4〔2〕）にほぼ沿ったものである。ただし、既存の仲裁手続に第三者が参加する場合については、仲裁廷の許可に係らしめていること、仲裁手続開始後仲裁廷が構成されるまでの間に第三者の参加を許容すべき実際の必要性はさほど高くないと考えられる一方、この間に参加を認めると、仲裁廷をどのように構成するかをめぐって手続が停滞することが懸念されること等にかんがみ、第三者の参加は、既存の仲裁手続の仲裁廷が構成された後にのみすることができるとする案に変更している。

2 意見結果においては、大枠として、当事者の合意を基礎として多数当事者仲裁の形成を許容するとする考え方に賛意を示す意見が多かったが、現時点では多数当事者仲裁については解明されていない部分も多く、規定を設けることは時期尚早ではないか、仲裁廷の構成や審理の在り方等に関し、妥当な具体的規律を設けることは困難ではないか、規定を設けるとかえって手続の柔軟性といった利点が失われるのではないかと指摘する意見もみられた。

これらの結果を踏まえ、多数当事者仲裁について規定を設けるか、設けた場合に大綱にとどめるか、どの程度具体的な規律を設けるか等について、さらに検討する必要がある。

XII 仲裁費用及び仲裁人の報酬について

1 仲裁費用及び仲裁人の報酬について

【参照】中間とりまとめ第2編第4〔5〕

（仲裁費用及び仲裁人の報酬）

1 仲裁費用の範囲及び各当事者の負担額の決定について、次のとおりとするも

のとする。

(1) 当事者間に別段の合意のある場合を除き、仲裁廷は、仲裁に関して当事者が支出し、又は負担した費用のうち、仲裁手続上必要な仲裁費用として該当するものの範囲を定め、また、仲裁廷が定めた仲裁費用又は当事者が合意により定めた仲裁費用について、各当事者が負担する額を定める。

(2) 仲裁廷は、仲裁費用の範囲及び各当事者が負担する額を、仲裁手続全部を終了させる仲裁判断又は独立の仲裁判断において定める。

2 当事者間に別段の合意のある場合を除き、仲裁廷は、相当な額の仲裁人の報酬を定めることができ、また、その報酬を仲裁費用に含めることができるものとする。

3 仲裁費用の予納について、次のとおりとするものとする。

(1) 当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷は、当事者に仲裁手続の費用として仲裁廷の定める金額を予納させることができる。

(2) 当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷が期限を定めて当事者に前項の金額の予納を命じた場合において、その予納がないときは、仲裁廷は、仲裁手続を中止し、又は終了することができる。

【説明】

枠内の案は、中間とりまとめにおいて示された案（第2編第4〔5〕）をほぼ踏襲したものである。ただし、中間とりまとめにおいて示された案では、費用の予納命令につき、命令の名宛人でない当事者に予納すべき額を代わって支払う機会を与えるものとされていたのに対し、枠内3(2)の案は、手続期間の伸長を抑止する見地から、このような手順を採用していない。ただ、実務上の運用として当該他の当事者に支払の機会を与えることは何ら妨げられないのは当然である。

意見結果においては、中間とりまとめにおいて示された案に賛成する意見も多かった一方、当事者と仲裁人間で律せられる事柄であり、規定は不要ではないかとする意見、仲裁人の報酬を仲裁廷が定めることが妥当かといった意見も出されている。

(後注1) 仲裁人の責務等(中間とりまとめ第2編第1〔1〕)については、仲裁人の民事上の責任の軽減を図る要請(単なる事実認定上の誤りや判断の当・不当を理由として損害賠償責任を負うリスクを軽減すべきであるであるとの見地から、仲裁人が仲裁人契約上の、又は不法行為に基づく損害賠償責任を負うのは、重過失がある場合等に限られる等の意見がある。)と、種々の紛争解決メニューに關与する様々な者の中から仲裁人についてのみ免責に関する規定を設けることの可否、整合性等を勘案し、なお検討する。

(後注2) 仲裁人等の守秘義務(中間とりまとめ第2編第4〔3〕)については、その違反の効果等をも勘案しつつ、明文規定を設けることの是非につき、なお検討する。